

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土浦市を広くPRするために作成した土浦市イメージキャラクター「つちまる」の着ぐるみ(以下「つちまる着ぐるみ」という。)の貸出し等に関し、必要な事項を定める。

(貸出しの承認)

第2条 つちまる着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ借用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 企画立案書その他のつちまる着ぐるみを使用する用途が分かる書類

(2) 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請を行った者に対し、つちまる着ぐるみの貸出しを承認したときは土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により、貸出しを承認をしなかったときは土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用の制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかの事項に該当するときは、つちまる着ぐるみの貸出しを承認しないものとする。

(1) 特定の個人又は団体の宣伝に用いるとき又は用いるおそれのあるとき。

(2) 政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(3) 装着したつちまる着ぐるみを家族その他の特定又は限定した者のみに鑑賞等させるために使用するとき又は使用するおそれのあるとき。

(4) 土浦市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(6) つちまる着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそ

れのあるとき。

(7) つちまる着ぐるみを使用できない状態にあるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長がつちまる着ぐるみの貸出しについて不適當であると認めるとき。

(貸出し等)

第4条 貸出に係る料金は、無料とする。ただし、つちまる着ぐるみの運搬等に係る経費は、第2条第2項の規定による貸出しの承認を受けたもの（以下、「使用者」という。）の負担とする。

2 貸出期間は、原則として、1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 使用者は、貸出しを受けるつちまる着ぐるみの使用に問題がないことを確認するとともに、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ借用届（様式第4号）を提出して、つちまる着ぐるみの貸出しを受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第2項の規定により承認を受けた使用期間を遵守すること。

(2) つちまる着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(3) 承認された用途のみにつちまる着ぐるみを使用すること。

(4) つちまる着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また屋外でつちまる着ぐるみを使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとともに、つちまる着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。

(5) 前号に掲げるもののほかつちまる着ぐるみが汚損しないように努めること。

(6) つちまる着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。

(7) つちまる着ぐるみの操作者は、つちまる着ぐるみ装着中に発声しないこと。

(8) つちまる着ぐるみの装着中は、必ず1名以上の補助者をつけること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第6条 使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき又はその他この要綱に違反したときは、第2条第2項の規定による承認を取り消すとともに、以後の当該使用者に対するつちまる着ぐるみの貸出しは行わないものとする。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定によりつちまる着ぐるみの貸出しの承認を取り消したときは、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出承認取消通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。

(返却)

第7条 使用者は、つちまる着ぐるみの使用を終えたとき、つちまる着ぐるみの使用について承認された期間を経過したとき又は前条第3項の規定により承認を取り消されたときは、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ返却届兼使用状況報告書(様式第6号)及び使用状況を映した写真等を添付してつちまる着ぐるみを返却しなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、つちまる着ぐるみを損傷又は汚損(異臭の吸着を含む。以下同じ。)したと市長が認めた場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 使用者は、補修が困難な状態まで損傷した場合は、使用者が実費弁償しなければならない。

3 使用者は、前2項の規定により、つちまる着ぐるみを補修若しくはクリーニングをし、又は実費弁償をする場合は、事前に市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害等の責任)

第9条 つちまる着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他つちまる着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属し、市は一切その責めを負わないものとする。

(庶務)

第10条 つちまる着ぐるみに関する事務は、市長公室広報広聴課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、つちまる着ぐるみを貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

年 月 日

（提出先）
土浦市長

申請者
所在地
名 称
代表者 ⑩

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ借用申請書

下記のとおり、つちまる着ぐるみを借用したいので、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第2条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、つちまる着ぐるみを借用した場合は、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守いたします。

つちまる 着ぐるみを 使用する イベント等	名 称	※イベント等の内容が分かる資料があれば、添付してください。
	日 時	年 月 日 曜日 (時 分～ 時 分)
使用 方 法		
借 受 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
受 取 希 望 日 時	年 月 日 曜日 (時間：)	
返 却 予 定 日 時	年 月 日 曜日 (時間：)	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	

（表面）

第 年 月 日 号

殿

土浦市長

印

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたつちまる着ぐるみの貸出しについては、下記の条件を付して承認することと決定したので、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第2条第2項の規定により通知します。

記

つちまる 着ぐるみを 使用する イベント等	名 称	
	日 時	年 月 日 曜日 (時 分 ~ 時 分)
使用 方 法		
貸 出 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使 用 条 件	裏面に記載した使用条件を遵守すること。	

(裏面)

使 用 条 件

つちまる着ぐるみの使用者は、次に掲げる事項その他の土浦市イメージキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守すること。

- (1) 第2条第2項の規定により承認を受けた使用期間を遵守すること。
- (2) つちまる着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (3) 承認された用途のみにつちまる着ぐるみを使用すること。
- (4) つちまる着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また屋外でつちまる着ぐるみを使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとともに、つちまる着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
- (5) 前号に掲げるもののほかつちまる着ぐるみが汚損しないように努めること。
- (6) つちまる着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (7) つちまる着ぐるみの操作者は、つちまる着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- (8) つちまる着ぐるみの装着中は、必ず1名以上の補助者をつけること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

様式第3号（第2条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市長

印

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたつちまる着ぐるみの貸出しについては、下記の理由により不承認と決定したので、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第2条第2項の規定により通知します。

記

不承認理由

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

（提出先）土浦市長

借用者

所在地

名 称

代表者

印

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ借用届

年 月 日付けでつちまる着ぐるみの貸出しの承認を受けたので、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第4条第3項の規定により、着ぐるみセットを次のとおり借用いたします。

備 品	数 量	チェック欄
着ぐるみ本体	1 体	
送風機（本体及び付属品）	2 個	
密封型バッテリー	2 個	
充電器	1 台	
装着着	1 着	
収納ケース	2 個	
取扱説明書	1 冊	

※借用者は、借用備品が上記記載の数量や状態に異常がないことを確認し、チェック欄に「レ」を付して提出してください。借用個数等が異なる場合は、同欄に個数等を記入してください。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

殿

土浦市長

印

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出承認取消通知書

年 月 日付け 第 号によるつちまる着ぐるみの貸出しの承認については、下記の理由によりこれを取り消したので、土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

なお、同要綱第 7 条に規定によりつちまる着ぐるみを遅滞なく返却してください。

記

取消理由

年 月 日

（提出先）土浦市長

借用者
所在地
名 称
代表者

印

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ返却届兼使用状況報告書

年 月 日に借用しました土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみを土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第 7 条の規定により次のとおり返却します。

備 品	数 量	クリーニン グの有無	修復の 有 無	チェック欄	
				個数	状態
着ぐるみ本体	1 体	無・有	無・有		
装着着	1 着	無・有	無・有		
送風機（本体及び付属品）	2 個		無・有		
密封型バッテリー	2 個		無・有		
充電器	1 台		無・有		
収納ケース	2 個		無・有		
取扱説明書	1 冊		無・有		

※チェック欄は，市で記入いたします。

※使用状況を裏面に記載し報告してください。

土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみ貸出要綱第7条の規定により，土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみの使用状況について，次のとおり報告します。

使用日時 (イベント開催日等)	年 月 日 実働時間：約 時間 分
使用場所 (イベント会場等)	所在： 施設名称：
使用用途 (イベント名称等) (活動内容)	
イベント対象者 (年齢層等)	
損傷又は汚れの有無及び対応 (気付いたこと)	
添付写真等	
その他	

※土浦市イメージキャラクター「つちまる」着ぐるみの使用状況を映した写真又は画像データを添付してください。